

狭あい協議から 補助金受領の流れ

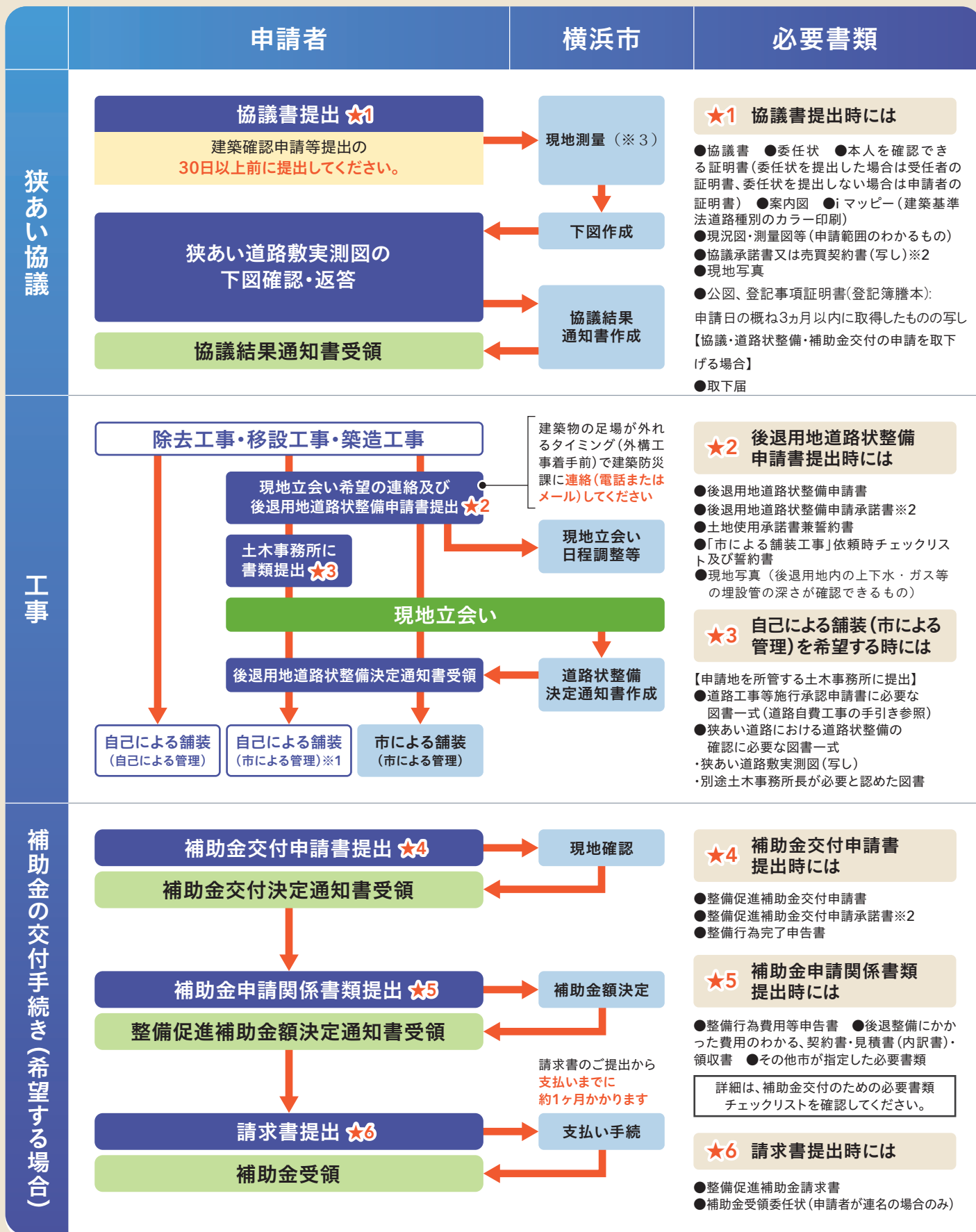


必要書類があります



手続き以外で申請者が行う事項

※後退用地等を公共用道路として固定資産税等を非課税扱いとする申請ができる場合がありますので、詳しくは各区役所の税務課にお問い合わせください。※1:別途、道路工事等施行承認の手続が必要です。※2:申請者と土地所有者が異なる場合のみ提出してください。※3:後退整備済み、測量実施済み等の場合は、測量を行わない場合があります。



横浜市建築局企画部建築防災課(狭あい道路担当)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 TEL:045-671-4544 FAX:045-663-3255

令和6年9月発行 令和8年7月更新